

平成21年度税制改正等に関する要望

全国知事会
平成20年9月

政府は、地方分権改革推進委員会における議論等を踏まえて、地方団体への権限移譲、国の出先機関の見直し等に取り組むこととしているが、地方団体の自主性、主体性を高める、眞の地方分権改革を実現するためには、その裏付けとなる税財源の確保が必要不可欠である。

三位一体改革では、国から地方への税源移譲が実現したものの、国庫補助負担金改革は補助率引下げ等にとどまり、地方交付税が大幅に削減されるなど、地方分権の観点からは極めて不十分なものにとどまったと言わざるを得ない。

全国知事会、地方六団体は、これまでも、国から地方への税源移譲、偏在性の少ない地方税体系の構築などを提言してきたところであるが、今後、さらなる地方分権の推進を図るために、地方税財源の充実強化を図ることが必要不可欠である。

このため、平成21年度税制改正にあたって、次の事項について実現を図られるよう要望する。

記

1 地方一般財源の確保

現在、多くの地方団体が職員削減、独自の給与削減など国の取組み以上に徹底した行政改革に取り組み、必要な住民サービスの維持に努めているところであるが、少子高齢化の進展に伴う医療・福祉関係経費の増大により、地方の財源不足はさらに拡大する見込みである。

将来にわたって地方団体の安定的な行政運営が可能となるよう、平成21年度においては、少なくとも、平成20年度を上回る地方一般財源総額を確保すること。

(1) 地方歳出の適切な計上と地方交付税総額の復元・充実

少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増加等により、地方財政計画の一般行政経費の補助分が毎年度増加しているにもかかわらず、同様に増加せざるを得ない地方単独分については、平成16年度以降、減額され続け、特に「骨太の方針2006」を根拠に直近の2ヵ年も連続して減額されており、地方財政が極めて厳しい状況に当面している大きな原因となっている。地方財政計画の策定に当たっては、このような経緯を十分踏まえた上で、その歳出に所要経費を適切に計上し、必要な地方交付税総額を復元・充実すること。

なお、平成20年度の地方財政対策で創設された地方再生対策費(4,000億円)については、税源偏在是正のための暫定的な措置として新設された地方法人特別税・同譲与税の財源を活用して設けられた経緯があるが、平成21年度においては、抜本的な格差是正と地方再生に向け、地方の実情を勘案した上で、地方全体の財政需要を実質的に積み上げる必要がある。また、地方再生や定住

自立圈構想など地域振興のための対策の強化に必要な新たな財政需要について
は相当額を別枠により地方財政計画に計上すること。

(2) 事務・権限の移譲に伴い必要となる地方税財源の確保

国と地方の役割分担を見直し、事務・権限を国から地方に移譲する際には、
移譲に伴い必要となる地方一般財源について、税源移譲等により確実に確保
することが必要不可欠である。特に、現在、検討されている国道・一級河川
等の都道府県への移管、国の出先機関の見直し等に伴い必要となる財源につ
いては、早期に明確化する必要があり、当面「権限移譲交付金」（仮称）の
ようななかたちで明確かつ確実に措置すること。

2 地方税の確保・充実

(1) 偏在性が少なく安定性を備えた地方税体系の構築

地方の自主性を高めるため、地方税源の充実を図ることが必要であるが、そ
の際には、地域間の財政力格差に留意し、地方消費税の充実等により、偏在性
が少なく安定性を備えた地方税体系の構築に取り組むこと。

(2) 地方消費税の充実

今後、確実に増嵩が見込まれる医療、福祉等の社会保障や教育、警察、消防
といった住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供していくためには、そ
の財源として、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方消費税を充実すべ
きである。

その時期、拡充の幅等については、景気の状況に配意しつつ、国・地方を通
ずる消費税を含む税体系の抜本的改革の中で検討し、実現を図ること。

なお、一部に地方消費税を消費税と合わせて、全額を年金等国の社会保障財
源として活用しようとする議論があるが、これは地方が社会保障に果たしてい
る重要な役割や、地方消費税が経緯上も地方の固有財源であること、消費税が
地方交付税の原資となっていることを顧みないものであり、容認できない。

3 道路、自動車関係税制

(1) 現行税率の維持と「地方枠」の確保

平成20年度当初予算においては、国・地方の道路特定財源関係の税収
5.4兆円のうち、地方には、税だけでなく、譲与税や交付金、補助金など
も含めて、3.4兆円余の額が財源として確保されている。

極めて厳しい地方財政の状況、現行の道路特定財源収入が地方の道路整備
に係る財政需要の一部（約4割）をまかなく過ぎない状況などを踏まえ、
国税、地方税とも暫定税率分（約2.6兆円）も含め、現行の税率を維持し、
税収規模を確保した上で、これまで以上の額を「地方枠」として確保していく
こと。

(2) 軽油引取税及び自動車取得税の堅持

軽油引取税、自動車取得税は、①安定的な税収が期待でき、②ほとんどの税目で大都市への税源偏在が課題となる中で、逆に地方の税収ウエイトが大きい貴重な税目であることからも、地方税として堅持すること。

(3) 国の道路特定財源の見直しと「地方枠」の確保

国税である道路特定財源は、地方道路税の全額、自動車重量税の一部などが譲与税として地方に譲与されているほか、揮発油税、自動車重量税の残りも地方道路整備臨時交付金、国庫補助金などのかたちで地方の貴重な収入となっており、引き続き「地方枠」として確保していくこと。

「地方枠」の確保にあたっては、地方分権推進の観点から、財政面での地方の自主性を高めるような仕組みとすること。

そのための方策として、国から地方への税源移譲、譲与税化や新型交付金制度の創設等が考えられる。いずれの方法による場合でも、各地方団体毎にみたミクロベースで、必要な財源が確保されるよう、また、現行制度下の収入とあまり大きなギャップが生じないよう、配慮すること。

4 特別減税の実施に係る財源措置について

今般、国の「安心実現のための緊急総合対策」において「個人住民税の特別減税を単年度の措置として、平成20年度内に実施するため、年末の税制抜本改革の議論に併せて引き続き検討すること」とされたが、これは、国の責任において決定されたものであり、地方財政に影響を及ぼすことのないよう明確な財源措置を講じること。

5 たばこ税の税率引上げと地方分の確保

国・地方の極めて厳しい財政状況を踏まえた当面の財源対策として、また、喫煙による健康被害の防止対策を強化する観点などから、たばこ税の税率引上げについて検討すること。なお、その際には、国と地方のたばこ税の割合は従来から1：1であること、さらに、国のたばこ税のうち地方交付税原資に充当されている部分を含めれば国と地方の配分は概ね4：6となっていること等に十分留意し、引き続き、地方分の財源を堅持すること。

6 低炭素化促進の観点からの見直しについて

「基本方針2008」では、税体系の抜本的な改革に際しての課題として、低炭素化促進の観点からの税制全般の見直しを掲げている。

見直しの具体的な内容については、今後、検討すべきものであるが、地球温暖化対策、循環型社会づくりなどの施策は、国だけでなく、地方団体が主導的な役割を果たして実施されている。

したがって、具体的な制度設計にあたっては、こうした役割を担っている地方団体の税財源確保に十分留意して検討を進めること。

7 課税自主権の拡充

課税自主権については、その発揮によって地方税源を量的に拡充することには、国・地方を通じ主要な税源は法定税目とされていることから、自ずから限界もあるが、地域の特色を踏まえた、地方団体の創意工夫を活かすためにも、その拡充に取り組むべきである。

8 非課税等特別措置の整理合理化

地方税における非課税等特別措置について、極力、整理合理化を図り、新設・拡充は厳に抑制すること。

また、国税における租税特別措置についても、地方税への影響を遮断すること。

9 個人住民税の充実確保

個人住民税は「地域社会の会費」として住民がその能力に応じ広く負担を分担するという性格を有している。所得税から住民税への3兆円の税源移譲により、従前にも増して地方の基幹税目として重要なものとなっていること、所得割が10%比例税率化され、応益性がより明確となったことなどを踏まえ、新たな税額控除の導入は厳に慎むとともに、生命保険料控除等の政策誘導的な控除の見直しを行うなど課税ベースの拡大に努めること。

10 地方法人課税の堅持及び外形標準課税制度の拡充

地方法人課税は、法人の事業活動を支える地方団体からの様々な行政サービス等に対して法人が応分の負担をするという大原則に基づくものであり、行政サービスの受益者でありながら負担を回避しようとする発想や、地方団体の重要な財源である地方法人課税についての撤廃や安易な縮減などの議論を行うことは不合理である。したがって、こうした観点からの税制改正論議は到底受け入れられるものではないこと。

また、基幹税である法人事業税の収支の安定化を図るため、外形標準課税制度導入の影響を十分に検証した上で、景気動向に配慮しながら制度の拡大を図る方向で検討すること。

11 法人事業税における収入金額課税制度の堅持

電気供給業、ガス供給業などに対する収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年にわたり外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献していることから、現行制度を堅持すること。

12 日本銀行の国庫納付金の課税対象化

日本銀行の国庫納付金相当額を法人関係税の課税対象とすること。

13 社会保険診療報酬に係る課税特別措置の見直し

事業税における社会保険診療報酬に係る課税の特別措置の見直し（所得計算の特例及び医療法人に対する軽減税率の適用の撤廃）を行うこと。

14 個人事業税の課税の仕組みの見直し

個人事業税については、多様化する事業形態に対応して、課税の公平性を確保し、分かりやすい税制とするため、現行の課税対象業種の限定列挙方式の見直しなど、課税の仕組みを抜本的に検討すること。

15 不動産取得税の特例措置の見直し

不動産取得税については、都道府県の貴重な財源であることから、標準税率引き下げの特例措置等を見直し、その安定的確保を図ること。

16 固定資産税の安定的確保

固定資産税については、地方団体の重要な基幹税目であることから、厳しい地方団体の財政状況を踏まえ、その安定的確保を図ること。

17 次世代育成支援対策の推進に係る税制の拡充

次世代育成支援対策の推進を図るために、子育て家庭に対する所得税の税額控除や、子育て支援に積極的な企業に対する法人税の優遇措置のさらなる拡充など子育て支援税制の拡充を図ること。

18 非居住者等の受け取る振替地方公営企業等金融機構債券等の利子に係る非課税制度の創設

非居住者、外国法人が受け取る地方公営企業等金融機構が発行する債券（公営企業金融公庫が発行し、機構が承継する債券を含む。）の利子のうち、「社債、株式等の振替に関する法律」上の振替債に係るものについて、国債、地方債の場合と同様に非課税とすること。

19 還付加算金の利率の見直し

還付加算金の法定利率の設定について、社会経済情勢を反映した利率に見合うよう引き下げるここと。

20 徴税事務の改善等

自動車税について、移転登録・抹消登録時の納税確認を義務付けるなど、地方

税の徴収率向上や納税者の視点に立った徵税事務の改善を図ること。

21 軽油引取税における脱税防止策

軽油引取税については、地方税であり、かつ、消費段階での課税であるという基本を維持しながら、更に実効性のある脱税防止対策について検討すること。

22 課税団体としての意見の聴取

地方分権の時代にふさわしい税制を構築するため、自民党税制調査会等で課税団体としての意見を述べることができる機会を設定すること。

23 新たな税制改正プロセスの構築

地方の意向が的確に反映された地方税制となるよう、税制改正等について国と地方が協議する場の設置等新たな税制改正プロセスを構築すること。

24 地方税制の改正時期の改善

地方自治の根幹である税条例の改正に係る議論の時間が地方議会において十分に確保されるよう、地方税制の改正時期について引き続き配慮すること。